

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課 児童給付担当室

契約業者名・住所	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部 本部長 藤原 理絵 (東京都港区芝浦3丁目4-1)
工事等の名称	令和8年度物価高対応子育て応援手当受付等業務委託
工事等の場所	①松戸市小根本45番地12 ありがとうビル6階A(55.31㎡) ②受注者が設置するコールセンター
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年7月31日まで
契約金額	37,514,400円
工事等の概要	物価高対応子育て応援手当を支給するために、必要な業務を委託する。
随意契約の理由	本件においては、国はあらゆる選択肢を視野に入れたうえで、可能な限り早急な手当の支給を求めているところ、本市においてもその緊急性を重要視し、令和7年12月18日に市長専決処分にて、補正予算が措置され、令和7年度から事業実施しているところである。 一日も早い支給を行うにあたっては、過去の類似する給付金の実施スキームを最大限に活用するところが望ましいところ、パーソルビジネスプロセスデザイン(株)は、過去の類似給付金の受託実績が豊富であり、いずれの給付金においても、円滑な給付に繋がった実績がある。(令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金他 多数給付金事業) 「令和7年度物価高対応子育て応援手当受付等業務委託」においては、事業を実施する上でのシステム習熟度、給付金の知識、事務委託、コールセンターの実施に係るノウハウの蓄積いずれも申し分がなく、市民の利便性向上に資することが明確と認められることから、パーソルビジネスプロセスデザイン(株)の他に適切な事業者はないものと認め、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約を行った。 今回の「令和8年度物価高対応子育て応援手当受付等業務委託」は、令和7年度契約を実質的に継続するものであるが、7年度契約の受注者であるパーソルビジネスプロセスデザイン(株)は、すでに同業務に精通しているため、事業の実施にあたっては、費用や準備期間の観点から、通常は同業者との再契約が望ましいところである。同業者は、入力業務、コールセンター業務のいずれにおいても、7年度中に確実な業務進行をしており、8年度においても引き続き確実な業務進行が見込まれる状況にあることから、パーソルビジネスプロセスデザイン(株)の他に適切な事業者はないものと認め、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約を行った。